省令

○厚生労働省令第六十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十九条、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第三号及び第四十九条第一項第五号の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第一条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第五号（第五条関係）

身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	
一級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）が〇・〇一以下のもの	（略）
二級	1　視力の良い方の眼の視力が〇・〇二以上〇・〇三以下のもの 2　視力の良い方の眼の視力が〇・〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3　周辺視野角度（Ⅰ／四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／二視標による。以下同じ。）が二八度以下のもの 4　両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの	（略）
三級	1　視力の良い方の眼の視力が〇・〇四以上〇・〇七以下のもの（二級の二に該当するものを除く。） 2　視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4　両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	（略）
四級	1　視力の良い方の眼の視力が〇・〇八以上〇・一以下のもの（三級の二に該当するものを除く。） 2　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下のもの 3　両眼開放視認点数が七〇点以下のもの	（略）

改正前

別表第五号（第五条関係）

身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	
一級	両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、きよう正視力について測つたものをいう。以下同じ。）の和が〇・〇一以下のもの	（略）
二級	1　両眼の視力の和が〇・〇二以上〇・〇四以下のもの 2　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が九五パーセント以上のもの （新設）	（略）
三級	1　両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの 2　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が九〇パーセント以上のもの （新設）	（略）
四級	1　両眼の視力の和が〇・〇九以上〇・一二以下のもの 2　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの （新設）	（略）